

【令和4年11月17日 全員協議会】
総合医療センター事務部 経営企画課

病院事業会計補正予算(重要な資産の取得)について

1 概要

故障の恐れのある医療機器（デジタルX線透視撮影システム）について、診療に支障を来すことの無いよう至急機器更新したいため、地方公営企業法第33条第2項及び島田市病院事業の設置等に関する条例第12条の規定に基づき、重要な資産の取得に係る補正予算を提出し、他の議案に先行して審議をお願いするもの。

デジタルX線透視撮影システム

体内の臓器の形態、機能などをリアルタイムの映像として観察することができ、消化管の検査、骨折や脱臼の整復、胆嚢・胆管の検査や透視下での穿刺術などに用いられるシステム。

2 購入理由（当該医療機器）

予期しないシステム上のエラー等が度々発生しており、早急に機器更新をする必要がある。

3 先行議決をお願いする理由

納品に時間がかかる見通しのため、予算議決後速やかに購入手続きを開始したい。

4 事業費

36,300千円

（[第1款資本的支出 第1項建設改良費 第2目設備費] 現計予算内で対応）

参 考

地方公営企業法

（資産の取得、管理及び処分）

第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

島田市病院事業の設置等に関する条例

（重要な資産の取得及び処分）

第12条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあってはその適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。